

平成 2 1 年

笛吹市議会第 3 回臨時会会議録

平成 2 1 年 5 月 2 8 日 開会

平成 2 1 年 5 月 2 8 日 閉会

山梨県笛吹市議会

笛吹市告示第75号

平成21年笛吹市議会第3回臨時会を次のとおり招集する。

平成21年5月21日

笛吹市長 荻野正直

1. 期 日 平成21年5月28日 午前11時30分
2. 場 所 笛吹市役所議場

○ 応招・不応招議員

応招議員（24名）

1番	網 倉 正 治	2番	志 村 直 毅
3番	野 澤 今 朝 幸	4番	北 嶋 恒 男
5番	中 村 正 彦	6番	風 間 好 美
7番	渡 辺 正 秀	8番	亀 山 和 子
9番	降 矢 好 文	10番	堀 内 文 藏
11番	中 村 善 次	12番	龍 澤 敦
13番	野 沢 勝 利	14番	寶 修
15番	新 田 治 江	16番	大 久 保 俊 雄
17番	小 林 始	18番	内 藤 武 寛
19番	中 川 秀 哉	20番	渡 邊 清 美
21番	川 村 恵 子	22番	松 澤 隆 一
23番	前 島 敏 彦	24番	上 野 稔

不応招議員（なし）

平成 2 1 年

笛 吹 市 議 会 第 3 回 臨 時 会

5 月 2 8 日

平成21年笛吹市議会第3回臨時会

1. 議事日程

平成21年5月28日
午前11時27分開議
於 議 場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 市長あいさつ並びに提出議案要旨説明
- 日程第 4 承認第 1号 笛吹市税条例の一部改正についての専決処分の承認を求
めることについて
- 日程第 5 承認第 2号 笛吹市都市計画税条例の一部改正についての専決処分の承
認を求めることについて
- 日程第 6 承認第 3号 笛吹市国民健康保険税条例の一部改正についての専決処分
の承認を求めることについて
- 日程第 7 承認第 4号 平成20年度笛吹市一般会計補正予算(第7号)についての
専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 8 承認第 5号 平成20年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第
5号)についての専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 9 承認第 6号 平成20年度笛吹市老人保健特別会計補正予算(第3号)に
ついての専決処分の承認を求めることについて
- 日程第10 承認第 7号 平成20年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第5号)に
ついての専決処分の承認を求めることについて
- 日程第11 議案第49号 笛吹市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正につ
いて
- 日程第12 議案第50号 笛吹市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条
例の一部改正について
- 日程第13 議案第51号 笛吹市職員給与条例の一部改正について
- 日程第14 発議第 2号 笛吹市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部改正について

2. 出席議員は次のとおりである。(24名)

1番	網倉正治	2番	志村直毅
3番	野澤今朝幸	4番	北嶋恒男
5番	中村正彦	6番	風間好美
7番	渡辺正秀	8番	亀山和子
9番	降矢好文	10番	堀内文藏
11番	中村善次	12番	龍澤敦
13番	野沢勝利	14番	寶修
15番	新田治江	16番	大久保俊雄
17番	小林始	18番	内藤武寛
19番	中川秀哉	20番	渡邊清美
21番	川村恵子	22番	松澤隆一
23番	前島敏彦	24番	上野稔

3. 欠席議員

(なし)

4. 会議録署名議員

11番	中村善次	12番	龍澤敦
-----	------	-----	-----

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(9名)

市長	荻野正直	副市長	望月健二
総務部長	梶原清	経営政策部長	池田聖仁
総務課長	山下真弥	財政課長	鈴木幸弘
市民環境部長	加藤寿一	保健福祉部長	中川啓次
福祉事務所長	河野修		

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3名)

議会事務局長	古屋正史
議会書記	飯島重人
議会書記	金井久

○議長（上野稔君）

ただいまの出席議員は24名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年笛吹市議会第3回臨時会を開会いたします。

開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

周りの山々も一段と緑が濃くなり、真夏を感じる日々もあります。一年中で一番過ごしやすい季節になったかと思えます。

しかし、自然は怖いものです。24日夕刻、突然の雷とともに、大雨に混ざり2ミリから5ミリの降ひょうがあり、石和、一宮、御坂、八代地区に果樹被害が出ております。

被害に遭われた農家の皆さまに、お見舞いを申し上げます。

26日には、建設経済常任委員会の皆さまには現地視察を行っていただきました。

詳しい被害状況が出ましたら、議会といたしましても、できるだけことはやっていきたいと考えておりますので、議員の皆さまのご協力をお願いいたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

報告事項を申し上げます。

地方自治法第121条の規定により、市長ならびに行政委員会の長に出席を求めたところ、お手元の名簿のとおり、説明員の出席の通知がありました。

本日、傍聴の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は、議事について可否を表明し、また、騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に願います。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法第130条第1項の規定により、退場を命じますので、念のため申し添えます。

○議長（上野稔君）

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第79条の規定により、11番、中村善次君、および、12番、龍澤敦君の両名を会議録署名議員に指名いたします。

○議長（上野稔君）

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

○議長（上野稔君）

日程第3 「市長あいさつ」ならびに、日程第4 承認第1号から日程第13 議案第51号を一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、荻野正直君。

○市長（荻野正直君）

ご苦労さまでございます。

平成21年第3回の臨時会の提出案件につきまして、ご説明を申し上げます。

本議会に上程させていただきました案件は、専決処分の承認案件7件、条例案3件、合わせて10件となりますが、主なものにつきまして概略のご説明を申し上げます。

まず、専決処分についてであります。条例3件、補正予算4件について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきましたので、ご報告とご承認のお願いを申し上げます。

条例につきましては、笛吹市税条例ほか2件について、地方税法等の一部を改正する法律が平成21年3月31日に公布、4月1日から施行されたことに伴い、それぞれ一部改正を行う必要が生じたものであります。

補正予算案につきましては、特別交付税の追加確定による収入増等により、緊急に補正を行う必要が生じたものであり、平成20年度一般会計歳入歳出予算総額に9,200万円を追加するほか、3特別会計について補正を行ったものであります。

いずれも、緊急的な対応を必要としたものであり、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、専決処分をさせていただきました。

どうか、ご承認賜らんことをお願い申し上げます。

次に、提出議案についてご説明を申し上げます。

笛吹市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正についてであります。景気低迷による民間企業との格差是正の必要から、国の特別職の職員の期末手当の改定、一般職の職員の期末・勤勉手当の改定等を行うことに鑑み、市長、副市長についても同様の措置を講ずるものであり、本年6月末の期末手当から0.15カ月分を削減するものであります。

ちなみに年額であります。他の市におきましては4.45カ月、本市におきましては3.35カ月が年間の支給額であります。

次に、笛吹市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例、および、笛吹市職員給与条例につきましても、同様の理由から改正するものであります。

以上、概略の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○議長（上野稔君）

市長の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま、市長から要旨説明のありました承認第1号から議案第51号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、承認第1号から議案第51号は、委員会付託を省略することに決定しました。

それでは、ただいまから承認第1号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

質疑を終結します。

これより、承認第1号の討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結します。

承認第1号の採決を行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、承認第1号は、原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、承認第2号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

質疑を終結します。

これより、承認第2号の討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結します。

承認第2号の採決を行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、承認第2号は、原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、承認第3号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

質疑を終結します。

これより、承認第3号の討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結します。

承認第3号の採決を行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員です。

よって、承認第3号は、原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、承認第4号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結します。

これより、承認第4号の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結します。

承認第4号の採決を行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員です。

よって、承認第4号は、原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、承認第5号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結します。

これより、承認第5号の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結します。

承認第5号の採決を行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員です。

よって、承認第5号は、原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、承認第6号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結します。

これより、承認第6号の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結します。

承認第6号の採決を行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員です。

よって、承認第6号は、原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、承認第7号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結します。

これより、承認第7号の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結します。

承認第7号の採決を行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員です。

よって、承認第7号は、原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、議案第49号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結します。

これより、議案第49号の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結します。

議案第49号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員です。

よって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第50号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結します。

これより、議案第50号の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結します。

議案第50号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員です。

よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第51号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結します。

これより、議案第51号の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結します。

議案第51号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数です。

よって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

○議長（上野稔君）

次に、日程第14 発議第2号を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

降矢好文君。

○9番議員（降矢好文君）

発議第2号

平成21年5月28日 提出

笛吹市議会議長殿

提出者	笛吹市議会議員	降 矢 好 文
賛同者	同	前 島 敏 彦
	同	大 久 保 俊 雄

笛吹市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

笛吹市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由といたしまして、今般の人事院勧告に伴う、一般職の職員の期末・勤勉手当の改定等に鑑み、議員についても同様の措置を講ずる必要があると認めたため、本案を提出するものである。

改正内容については、お手元にお配りしました資料のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（上野稔君）

お諮りします。

本案については、質疑・討論、および、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、発議第2号は、質疑・討論および委員会付託を省略することに決定しました。

これより、発議第2号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員です。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

これで、本臨時会に付議された案件はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、平成21年笛吹市議会第3回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時45分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

笛吹市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	古 屋 正 史
議 会 書 記	飯 島 重 人
議 会 書 記	金 井 久